

## 基本目標 2

## ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する

私たちの物質的に豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられていますが、その反面、資源の大量消費や廃棄物の大量発生などにより、資源の枯渇や不法投棄等の問題を引き起こしています。また、食品ロスやプラスチックごみ、感染症対策などの新たな課題も生じており、それらの解決のためには、生産、流通、消費、廃棄等の全ての段階において、分別の徹底などによる廃棄物の発生抑制や資源の循環的利用、廃棄物の適正処理に取り組む、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。

このため、市民、事業者、行政等が、自発的にごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）を行うよう、環境への意識の醸成を行い、ごみの減量を促進します。その上で、排出されてしまった廃棄物の再生利用（リサイクル）と適正処理を行う循環型都市の創造を目指します。

### ■指標の状況

基本目標 2 における成果指標の状況

基本目標 2	成果指標					
	成果指標項目	基準値 (基準年度)	前年度値 (前年度)	最新値 (最新年度)	中間目標値 (令和 7 年度)	計画目標値 (令和 12 年度)
ともに取り組み参加する、循環型都市を創造する	市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量	881g (令和元年度)	787g (令和 5 年度)	776g (令和 6 年度)	838g (令和 7 年度)	827g (令和 9 年度)
	対前年度比	-	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	-	-
	対年度目標値比	-	A <sup>+</sup>	A <sup>+</sup>	-	-
	ごみの総排出量に対する最終処分比率	3.15% (令和元年度)	3.27% (令和 5 年度)	2.67% (令和 6 年度)	3.1% (令和 7 年度)	3.1% (令和 9 年度)
	対前年度比	-	A	A <sup>+</sup>	-	-
	対年度目標値比	-	C	A <sup>+</sup>	-	-

#### 対前年度比の評価

- |  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| A <sup>+</sup> : 前年度より好転している。( +10%以上) | A : 前年度より概ね好転している。( +10% ~ +1%の範囲内) |
| B : 前年度と変わらない。( ±1%未満の範囲内)             | C : 前年度よりやや悪化している。( -1% ~ -10%の範囲内) |
| D : 前年度より悪化している。( -10%以下)              | - : 評価なし                            |

#### 対年度目標値比の評価

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| A <sup>+</sup> : 年度目標値を大きく上回り達成。( +50%以上) | A : 年度目標値を上回り達成。( +50% ~ +1%の範囲内)  |
| B : 年度目標値を達成。( ±1%未満の範囲内)                 | C : 年度目標値を下回り未達成。( -1% ~ -50%の範囲内) |
| D : 年度目標値を大きく下回り未達成。( -50%以下)             | - : 評価なし                           |

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A<sup>+</sup>」としています。

基本目標2における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値	前年度値	最新値	中間目標値	計画目標値
		(基準年度)	(前年度)	(最新年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
2-1 3Rの推進による廃棄物の減量	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	518g (令和元年度)	471g (令和5年度)	463g (令和6年度)	467g (令和7年度)	456g (令和9年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-
	事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数	3,624件 (令和元年度)	4,762件 (令和5年度)	5,005件 (令和6年度)	5,200件 (令和7年度)	6,700件 (令和12年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	B	B	-	-
2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	焼却灰及び飛灰の資源化率	72% (令和元年度)	74% (令和5年度)	77% (令和6年度)	80% (令和7年度)	80% (令和12年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	C	A	-	-
	不法投棄情報通報協定件数	-	72件 (令和5年度)	77件 (令和6年度)	70件 (令和7年度)	100件 (令和12年度)
	対前年度比	-	A+	A	-	-
	対年度目標値比	-	A+	A+	-	-

対前年度比の評価

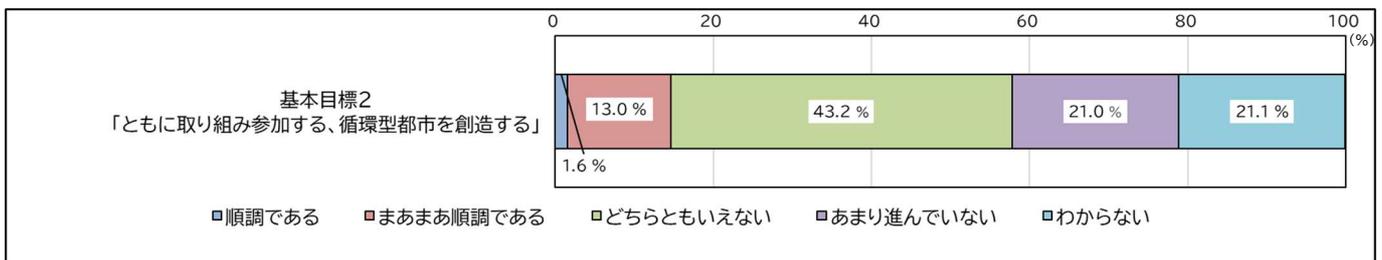
- A+ : 前年度より好転している。( +10%以上)
- A : 前年度より概ね好転している。( +10%~+1%の範囲内)
- B : 前年度と変わらない。( ±1%未満の範囲内)
- C : 前年度よりやや悪化している。( -1%~-10%の範囲内)
- D : 前年度より悪化している。( -10%以下)
- : 評価なし

対年度目標値比の評価

- A+ : 年度目標値を大きく上回り達成。( +50%以上)
- A : 年度目標値を上回り達成。( +50%~+1%の範囲内)
- B : 年度目標値を達成。( ±1%未満の範囲内)
- C : 年度目標値を下回り未達成。( -1%~-50%の範囲内)
- D : 年度目標値を大きく下回り未達成。( -50%以下)
- : 評価なし

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A+」としています。

市民アンケート結果：基本目標2における進捗状況



## ■総合評価及び今後の取組

### ①成果指標について

基本目標2の成果指標「市民1人1日当たりのごみの総排出量」は、基準年度である令和元年度の881gから、最新年度の令和6年度には776gへと減少しており、前年度比・年度目標値比ともに「A<sup>+</sup>」と評価されています。ごみ減量に向けた市民・事業者の取組が着実に成果を上げている状況です。

また、「ごみの総排出量に対する最終処分比率」については、令和5年度の3.27%から令和6年度には2.67%へ低下し、前年度比では大きく好転（A<sup>+</sup>）しています。循環利用や適正処理の取組が進展し、最終処分量の抑制につながっているといえます。ごみ排出量削減と資源化の進展が顕著であり、成果指標は総じて良好です。

### ②目標指標について

目標指標の状況については、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」が継続的に減少しており、前年度比・年度目標値比ともに達成（A）と評価されています。

併せて、「事業系一般廃棄物排出事業者への啓発・指導件数」も増加しており、事業者に対する適正排出の取組が強化されています。

「廃棄物の循環利用と適正処理の推進」では、「焼却灰及び飛灰の資源化率」が上昇し、前年度比では好転（A）と評価されています。また、「不法投棄情報通報協定件数」も増加傾向にあり、地域と連携した監視体制の強化が進んでいます。

### ③今後の取組

今後も、引き続き市民・事業者と連携した3Rの取組を推進し、ごみ排出量のさらなる削減を図ります。併せて、事業系廃棄物に対する啓発・指導を継続し、排出抑制と分別の徹底を進めます。

焼却灰等の資源化については、安定的な処理体制を確保しつつ、循環利用の拡大を目指します。また、不法投棄防止に向け、協定制度の活用や情報提供体制の充実を図っていきます。

### ④市民アンケートから

市民アンケートによる進捗評価（順調度）は、「順調である」と「まあまあ順調である」を合計した割合が14.6%であるのに対し、「どちらともいえない」と回答した割合は43.2%と最も多く、「あまり進んでいない」と回答した割合は21.0%という評価となりました。

「どちらともいえない」が最も多い傾向については、日常生活において実感が湧かないことが大きな要素と推察できます。「わからない」と回答した割合は21.1%となったため、引き続き施策の成果を分かりやすく市民に周知する必要があります。

## 2-1 3Rの推進による廃棄物の減量

### 2-1-1 ごみの発生抑制・再使用（リデュース・リユース）の推進

資源をより有効に活用する質の高い循環型社会においては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、とりわけ2R（リデュース・リユース）の取組を強化し、ごみが排出される前の段階で減量することが重要です。

新しい生活様式においても、市民の日常生活や事業活動から発生するごみの発生抑制、再使用への取組、ごみを減らす生活スタイルを実践することにより、ごみの減量を促進します。

#### ①ごみの発生抑制の推進

事業名	実施概要
食品ロス削減推進	<p>家庭から排出される食べ残しの発生抑制や手つかず食品の有効活用に向け、食品ロスの発生要因に応じた施策を実施することにより、食品ロスの削減を図っています。</p> <p>令和6年度には食品ロス削減に関する「さいたまヒーロー買いキャンペーン」を実施し、普及啓発を行いました。</p>
生ごみ処理容器等購入費補助事業	<p>家庭から排出されるもえるごみの減量と、リサイクル意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器等を購入した世帯に購入費用の一部を補助金として交付する事業を行っています。</p>

#### 【詳細データ】生ごみ処理容器等購入補助基数、補助金額の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生ごみ処理容器等購入補助基数	基	351	329	345	336	329
生ごみ処理容器等購入補助金額	円	3,959,700	3,958,100	4,398,200	5,359,300	5,359,900

事業名	実施概要
市民に対するごみ・資源分別の徹底	<p>排出者責任をもってごみの分別・適正排出を行うという意識を市民全体に醸成するため、「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座を通じ、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクルについて説明し、ごみ・資源物の分別の徹底をお願いし、ごみ減量の啓発に努めていく事業を行っています。</p>
生ごみの水切りの推進	<p>生ごみの水切りをすることで、約2割の減量効果が期待できるほか、水分がごみ処理施設に与える影響を減少させることができます。</p> <p>令和6年度は出前講座や家庭ごみの出し方マニュアル等で水切りの普及啓発に努めました。</p>
マイボトル・マイバッグ運動の推進	<p>マイボトルやマイバッグの持参により、レジ袋やペットボトル等のプラスチックごみの削減を図る「マイボトル・マイバッグ運動」を実施しました。</p>

	市内小売店舗等と連携して、レジ袋の辞退を呼び掛ける取組を行いました。
事業者に対するごみの減量化・再資源化の推進	大規模事業所（事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物の所有者等）に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、また、必要に応じ立入検査による指導啓発を行う事業を行っています。

【詳細データ】減量計画書の提出件数、減量計画書に基づく前年度の資源化率の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減量計画書の提出件数	件	809	786	924	922	947
減量計画書に基づく前年度の資源化率	%	65.6	73.1	71.6	71.4	70

事業名	実施概要
さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業	事業者や市民団体が、本市と連携・協働して循環型社会の構築をめざし、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rを推進し、積極的にごみの減量に向けた取組を行うことを宣言し、実践するものです。本市は、宣言証書やのぼり旗の提供、各団体の活動実績の市民への紹介等、活動の支援を行いました。
使い捨て容器ごみの削減促進	本市のイベント等におけるリユース食器の普及・促進により、庁舎等の市有施設での使い捨て容器の発生抑制に努めました。

②再使用の推進

事業名	実施概要
古書リサイクル	図書館では、除籍した本や市民から寄贈された本を公共施設に提供する頒布会を開催し、市民向けにはリサイクル図書コーナーを設置し提供しています。
フリーマーケットの後援	市内で開催されるフリーマーケットの開催を後援することで、家庭で不用となった品のリユース促進を図ります。 令和6年度は、市内で開催されるフリーマーケットの後援を1件行いました。

## 2-1-2 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進

循環型社会の創造においては、リデュース・リユースを優先的に進めたうえで、それでも発生する不用物のリサイクルに取り組むことで、資源を有効に利用していく必要があります。

市民や事業者によるごみの分別の徹底、資源物の回収を促進し、再資源化の仕組みの強化を図ります。

### ①資源回収と再資源化の推進

事業名	実施概要
資源物 1 類・2 類の分別啓発	家庭から出される資源物を、資源物 1 類（びん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック）、資源物 2 類（古紙類、繊維）の 2 つに分けて分別収集し、資源を有効活用するため、リサイクルの啓発に努めています。
資源物や容器包装プラスチックの分別徹底	「家庭ごみの出し方マニュアル」や出前講座等による、容器包装プラスチックの分別の徹底をお願いし、ごみ減量の啓発に努めています。
小型家電リサイクル事業	小型家電のリサイクルを目的とし、市民を対象に家庭ごみの出し方マニュアル等にて周知を行っています。

#### 【詳細データ】小型家電回収量の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小型家電回収量	t	99	104	107	109	150

事業名	実施概要
家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発	家庭ごみの適正排出を図るため、ごみに関する市民啓発を行うとともに、ごみ分別や排出方法を体系的にまとめ、「家庭ごみの出し方マニュアル」を年 1 回作成しています。
家庭から排出される資源物	資源物は、収集所から回収されるほかに、自治会・子ども会・小学校・PTA などの団体が実施している団体資源回収運動を通じて回収され、再生利用事業者などによって資源化されています。 令和 6 年度に家庭から排出された資源物は約 56,000 t となりました。
団体資源回収運動補助事業	団体活動の活性化と資源物の有効利用を図るため、資源物を定期的に回収する運動を行った市民団体に補助金を交付しています。

#### 【詳細データ】団体資源回収運動実施団体数、資源の回収量、補助額の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
団体資源回収運動実施団体数	団体	424	422	411	406	389
資源の回収量	t	10,001	9,729	9,450	8,789	8,019
補助額	円	49,677,200	48,072,300	46,810,100	43,514,000	40,190,300

事業名	実施概要
大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進	事業者はごみの減量と分別の徹底による資源の回収を行う必要があります。 包括連携協定企業等に環境保全に関する連携として、リサイクルの推進協力、レジ袋削減とマイバッグ持参運動への協力、食品ロス削減の推進などを通年で依頼しました。
(事業系)剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進	ごみの減量を目的とし、事業者を対象に一般廃棄物中間処分業許可業者にて、剪定枝、大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルを実施しています。
(事業系)食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議	ごみの減量を目的とし、事業者を対象に食品廃棄物を登録再生利用事業者の施設を利用し、リサイクルを行っています。
事業系ごみのリサイクルの促進	ごみの処理量を減らすことを目的とし、事業所から排出されるびん、かん及び紙ごみのリサイクルルートを独自に構築し、事業系資源物のリサイクルの促進を図りました。

#### 【詳細データ】

##### 事業系剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクル量の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
剪定枝・刈草	t	10,541	9,642	10,132	9,403	11,644
大型木製品	t	60	72	78	123	143

##### 食品廃棄物の登録再生利用事業者への運搬量の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運搬量	t	2,009	2,616	2,639	2,213	2,913

##### 事業系資源物資源化実績の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業系資源物搬入量	t	701	699	747	692	591

事業名	実施概要
公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	ごみの焼却量減量を目的とし、公共施設管理者を対象に事業系一般廃棄物の処理について、リサイクルルートを利用するための呼び掛けを行いました。

事業名	実施概要
(家庭系)剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入	更なる資源化の推進に向け、令和6年度に「家庭系剪定枝・刈草のリサイクル実証事業」を実施し、①収集所からの回収、②清掃センター直接持込みからの回収、③民間再資源化施設への直接誘導の3パターンを比較検討しました。検討の結果、②及び③について事業展開を進めていく方針となりました。
中央区役所における紙類の再資源化の促進(「ラ・ミーゴ作戦」への参加)	中央区役所では、オフィス等から排出される紙類の再生資源を効率的に回収し、資源循環型社会の実現を目指すことを目的とした「ラ・ミーゴ作戦」へ参加しました。

#### 【詳細データ】紙類の回収量の推移

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
回収量	合計	kg	17,360	18,900	14,410	29,700	15,070	
	内訳		新聞紙	3,740	660	920	470	790
			雑がみ	10,550	15,070	10,620	11,420	11,490
			段ボール	3,070	3,170	2,870	2,740	2,790

#### ②再生品利用の推進

事業名	実施概要
グリーン購入の推進	<p>本市の業務に伴う環境負荷を小さくするため、平成17年度に「さいたま市グリーン購入推進基本方針」及び「さいたま市グリーン購入調達方針」を策定し、毎年度見直しを行いながらグリーン購入の推進に取り組みました。</p> <p>令和6年度の実績は、公共工事、役務を除く物品購入に関する20分野197品目について調査を行いました。</p>

## 2-1-3 3Rの意識啓発

循環型社会を創造するための第一歩として、市民一人ひとりや各事業者が、資源を無駄にせず有効に利用することを心がけ、日々の行動に移すことが重要です。

出前講座などの環境教育や啓発イベント等により、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する市民の意識向上を図ります。また、事業者に対して、適正処理に関する啓発や指導を行います。

### ①3Rの意識啓発

事業名	実施概要
ごみ分別アプリ配信事業	平成27年8月から「ごみ分別アプリ」を配信しています。アプリを利用することで、ごみの出し方や分別方法等についての情報を簡単に検索することができます。一部機能については本市のウェブサイト上でも利用できるようになりました。

#### 【詳細データ】ごみ分別アプリダウンロード数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日本語版ダウンロード数	-	33,994	32,719	39,910	55,769	59,230
外国語版ダウンロード数	-	341	-	-	-	-

#### 【詳細データ】ホームページ利用者数（日本語版のみ）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アクセス数	-	888,676	857,443	699,668	325,900	386,388
クリック	分別辞典	-	740,526	703,088	642,702	768,900
(検索)数	カレンダー	-	277,747	252,648	217,232	432,031

事業名	実施概要
クリーンさいたま推進員事業	地域におけるごみの適正処理、環境美化を推進するため、クリーンさいたま推進員を委嘱し、ごみ出しルールの周知徹底をはじめとする3R推進において地域のリーダーとしての活動をお願いしながら、ごみ減量の推進に取り組んでいます。
ごみスクールの実施	将来を担う子どもたちを対象に、一人ひとりが環境に関心を持ち、どのような取組が必要かを考え、できることから行動するためのきっかけづくりを目的にごみスクールを実施し、環境学習を推進しました。
親子リサイクル施設見学会	ごみの減量及び分別の啓発を目的とし、小学生とその保護者を対象に環境施設の見学会を実施しています。

【詳細データ】見学会の実施状況

	単位	見学施設	参加人数
平成 30 年度 (2018 年度)	4 日間 (4 コース)	桜環境センター、(株)レンゴー、 (株)エフピコなど全 8 施設	145 人 (うち、小学生 73 人)
令和元年度 (2019 年度)	4 日間 (4 コース)	桜環境センター、昭和電工(株)、 リサイクルプラザ JB など全 5 施設	115 人 (うち、小学生 58 人)
令和 4 年度 (2022 年度)	1 日間 (1 コース)	桜環境センター	40 人 (うち、小学生 20 人)
令和 5 年度 (2023 年度)	1 日間 (1 コース)	桜環境センター	40 人 (うち、小学生 20 人)
令和 6 年度 (2024 年度)	1 日間 (1 コース)	桜環境センター	40 人 (うち、小学生 20 人)

事業名	実施概要
清掃関連施設見学会	<p>ごみ減量・リサイクルの普及の啓発を図るため、市民等を対象に資源リサイクル工場などの見学会を実施しています。</p> <p>令和 6 年度も引き続き、見学会を実施し、12,731 名の方が参加しました。</p>

【詳細データ】清掃関連施設の見学者数

令和 6 年度 (2024 年度)			
施設名	区	内容	見学者数 (人)
西部環境センター	西区	破碎・焼却処理	0
クリーンセンター大崎	緑区	破碎・焼却処理	1,033
大宮南部浄化センター	見沼区	し尿・浄化槽汚濁処理施設	6,080
クリーンセンター西堀	桜区	し尿・浄化槽汚濁処理施設	21
桜環境センター	桜区	破碎・焼却処理 再資源化施設	5,597
見学者合計 (人)			12,731

事業名	実施概要
出前講座の開催	自治会の集まり等に職員が出向き、ごみ・資源物の正しい出し方と分別・リサイクル等について説明し、ごみ減量の啓発に努めました。

【詳細データ】出前講座の開催回数、参加人数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	回	2	1	3	7	13
参加人数	人	55	39	269	395	388

事業名	実施概要
リサイクル基金活用事業（「環境通信」の作成）	3Rを中心とした記事を掲載する環境広報誌「さいちゃんの環境通信」を電子発行することにより、循環型社会の構築に向けた市民意識の向上をめざしています。
環境関連イベント等への出展	各種イベントで市民・事業者に対し、対面での啓発活動を行うことで、大量生産・大量廃棄に象徴される「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図りました。
事業ごみ適正処理啓発・指導事業	事業系ごみの減量や資源物の再生利用の促進を目的に、適正処理の推進として「事業ごみ処理ガイド」の作成及び配布を行っています。また、家庭ごみの収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行っています。

【詳細データ】ダイレクトメール発送件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
送付事業所数	件	3,840	4,200	4,469	4,671	4,904
送付対象区	-	全区	全区	大宮区・西区 除く8区	北区、大宮区、 岩槻区	西区、北区、 見沼区、岩槻区

## 2-1-4 産業廃棄物の3Rの推進

循環型社会の創造においては、産業廃棄物についても最終処分ゼロを目指し、3Rに取り組む必要があります。

排出事業者への指導や啓発、本市の公共事業における率先した取組などにより、産業廃棄物の3Rを推進します。

### ①排出事業者の取組促進

事業名	実施概要
排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	<p>市内における産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の排出事業者責任並びに適正処理に関する知識及び意識の向上などを目的とした研修を実施しています。</p> <p>令和6年度の産業廃棄物排出事業者研修会は紙マニフェストの交付枚数の多い事業者を対象に開催し、48人の参加がありました。</p>
多量排出事業者に対する減量化・再資源化への取組の啓発	<p>産業廃棄物の多量排出事業者から産業廃棄物の減量などに関する計画及びその計画の実施状況について報告を受け、報告書などをホームページにて公表するとともに、立入検査を実施し、廃棄物の適正処理及び減量化への取組について指導を行いました。</p>

#### 【詳細データ】多量排出事業者数と立入検査実施件数

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理計画作成事業者数	事業者	199	211	229	246	226
実施状況報告事業者数	事業者	199	208	227	246	※
立入検査件数	件	23	27	3	3	0

※次年度に報告を受け、集計を行う予定です。

### ②公共事業の取組推進

事業名	実施概要
下水処理センターで排出する汚泥のセメント原料としての再資源化の促進	<p>下水処理センターから排出される下水汚泥について、全量をセメント原料として再資源化しました。</p>

#### 【詳細データ】下水処理センターの汚泥再利用（セメント原料化）の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
リサイクル率	%	100	100	100	100	100
排出汚泥量	t	1,282	1,162	1,221	1,306	1296

事業名	実施概要
市が発注する公共工事におけるリサイクルの推進	公共工事に用いる材料に再生アスファルト合材・再生砕石等の再生資材を利用するとともに、発生するアスファルトコンクリート殻・コンクリート殻等の産業廃棄物の再資源化に取り組んでいます。

### ③ 産業廃棄物に関する啓発

事業名	実施概要
排出事業者を対象とする産業廃棄物処理実務者研修会の実施	<p>市内における産業廃棄物の排出事業者を対象に、産業廃棄物の排出事業者責任並びに適正処理に関する知識及び意識の向上などを目的とした研修を実施しています。</p> <p>令和6年度の産業廃棄物排出事業者研修会は紙manifestoの交付枚数の多い事業者を対象に開催し、48人の参加がありました。</p>
市民参加による産業廃棄物処理施設見学会の実施	<p>産業廃棄物の処理や3Rについての理解を深めてもらうため小学校4年生とその保護者を対象に産業廃棄物処理施設見学会を開催しています。</p> <p>令和6年度は、30組60人が参加しました。</p>

## 2-2 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

### 2-2-1 効率的なごみ回収

ごみ処理事業の安定した運営を維持していくためには、市民や事業者による適正な排出の徹底や、効率的な収集・運搬を行っていく必要があります。

ごみ収集車の低公害車化を進め、ごみ収集所における定曜収集を行うとともに、支援が必要な高齢者などに対するごみ収集を支援することで、効率的なごみの収集・運搬を行います。また、ごみの適正な排出、不法投棄やポイ捨て防止に関する指導を実施します。

#### ①効率的なごみの収集・運搬

事業名	実施概要
高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施	<p>少子高齢化に伴い、収集所への持ち出しが困難な市民の増加が見込まれることから、高齢化社会に対応した収集体制を整備します。</p> <p>ふれあい収集世帯数は年々増加傾向にあり、令和6年度は2,816世帯となりました。</p>

#### ②ごみの適正な排出

事業名	実施概要
衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）	ごみ収集所の管理、清潔保持等を行う自治会に対して、必要な経費の一部の助成を行っています。

#### 【詳細データ】衛生協力助成金の交付（ごみ収集所の衛生保持）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全自治会数	-	860	861	861	859	859
交付団体数 （返納した団体を含む）	団体	822	812	813	790	810
交付金額 （返納前の全交付金額）	円	65,818,434	65,529,377	64,536,454	62,989,301	64,957,952
返納団体数	団体	16	18	17	26	19
返納金額	円	589,346	990,582	428,199	900,238	482,718
確定金額 （交付金額－返納金額）	円	65,229,088	64,538,795	64,108,255	62,089,063	64,065,914

事業名	実施概要
市民参加による不法投棄物撤去・ごみ回収の実施	ごみゼロキャンペーンや綾瀬川流域クリーン大作戦、荒川クリーン協議会一斉撤去活動など市民参加による清掃活動を実施しています。 参加人数は増加傾向にあり、令和6年度は105,109人が参加しました。
環境美化の推進	浦和レッドダイヤモンズ主催試合や区民まつりなどのイベントにて、環境美化の普及啓発の一端としてごみ拾いSNSアプリ「ピリカ」のPR出展を行い、ピリカを活用したごみ拾い参加人数はのべ5,117人となりました。
水銀大気排出抑制策の検討	毎年度作成し、各家庭に配布している「家庭ごみの出し方マニュアル」の有害危険ごみに関するページに、水銀が含まれているもの（例：蛍光ランプ、水銀体温計）の捨て方を記載し、啓発しました。
事業系ごみの適正処理の指導	事業系ごみの減量や資源物の再生利用の促進を目的に、適正処理の推進として「事業ごみ処理ガイド」の作成及び配布を行っています。また、家庭ごみの収集所へ事業系ごみを排出している事業者への訪問・文書指導を行っています。
土砂の適正処理対策	無秩序な土砂のたい積を防止するため、「さいたま市土砂のたい積等の規制に関する条例」により、面積が500㎡以上の埋立てや盛土を行う場合を許可の対象としました。

#### 【詳細データ】土砂のたい積の許可件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
たい積許可件数	件	9	18	13	16	13

事業名	実施概要
搬入物検査の実施	事業系ごみの減量及び適正処理を目的とし、清掃センターにて事業者を対象に搬入物検査を実施しています。

#### 【詳細データ】搬入物検査の実施

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
搬入物検査実施台数	台	77	113	47	31	6

事業名	実施概要
元荒川クリーン活動の実施	令和6年度は、11月24日(日)に元荒川河川敷を清掃しています。さいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会構成団体等、合計84名の方が参加し、可燃物・不燃物合わせて500kgものごみを回収しました。

### ③再使用の推進

事業名	実施概要
アップサイクル商品の製作	「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」で掲出していた懸垂幕を活用し、デザイナーや市内障害者施設の協力で素敵な商品に生まれ変わらせることで、廃棄物の再利用及び啓発に取り組みました。

### 2-2-2 廃棄物の循環利用の推進

本市のごみ処理施設で発生する焼却残渣についても、可能な限り有効利用を進めていくことが必要です。焼却残渣の資源化と焼却熱の有効利用を促進します。

#### ①廃棄物の循環利用の推進

事業名	実施概要
熱回収機能を有する焼却施設による適正処理	ごみの焼却施設では、エネルギー源としてごみの有効利用を進め、電力・ガス・重油等の消費抑制を図ります。 令和6年度も引き続き、ごみ焼却の余熱を回収し、有効利用をしました。

#### 【詳細データ】熱回収機能を有する焼却施設による適正処理

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西部環境センター	焼却量	t	84,309	76,761	83,335	80,652	74,752
	発電量	kWh	22,139,370	17,637,050	17,370,540	17,305,210	16,940,500
	売電量	kWh	3,940,784	8,000,703	7,826,002	7,933,576	7,696,048
	買電量	kWh	956,959	236,920	226,616	212,305	289,617
	蒸気供給量 (熱源)	t	4,801	1,039	195	1,317	2,059
	供給先施設		所内の給湯・冷暖房西清掃事務所西楽園				
東部環境センター	焼却量	t	65,162	61,627	67,399	67,393	47,291
	発電量	kWh	13,004,524	12,117,486	13,107,827	12,766,487	9,423,776
	売電量	kWh	4,974,965	4,228,435	4,777,483	4,574,644	3,183,954
	買電量	kWh	212,408	277,773	163,785	253,089	595,379
	蒸気供給量 (熱源)	t	2,608	1,746	2,252	1,076	740
	供給先施設		所内の給湯 東楽園	東楽園			
クリーンセンター大崎	焼却量	t	114,959	116,544	102,098	95,297	93,044
	発電量	kWh	44,084,239	43,669,289	37,285,442	26,465,232	28,446,570
	売電量	kWh	30,074,904	28,783,944	24,638,478	17,075,778	18,768,888
	買電量	kWh	235,512	358,710	447,564	3,617,670	2,788,008

	蒸気供給量 (熱源)	t	2,317	3,864	3,083	1,376	2,246
	供給先施設		所内の給湯・見沼ヘルシーランド大崎園芸植物園				
桜環境 センター	焼却量	t	108,491	113,286	91,523	96,464	97,944
	発電量	kWh	56,809,354	57,702,710	49,002,130	51,707,070	53,140,190
	売電量	kWh	30,933,330	30,316,910	25,163,610	26,734,720	28,138,560
	買電量	kWh	171,970	161,640	623,090	189,540	235,530
	蒸気供給量 (熱源)	t	0	0	0	0	0
	温水供給量	MJ	4,893,649	5,552,592	5,152,053	6,165,204	6,658,992
	供給先施設		余熱体験施設				

事業名	実施概要
溶融スラグの有効利用	<p>市の焼却施設から発生する焼却残渣の一部は、スラグ化し、土木資材の一部として利用されています。</p> <p>令和6年度も引き続き、焼却残渣等を約12,400tスラグ化することにより、最終処分場の延命化を図りました。</p>
焼却灰等の有効利用	<p>市の焼却施設から発生する焼却残渣の一部は、セメントや人工砂の原料として資源化し、土木資材の一部として利用されています。</p> <p>令和6年度も引き続き、約11,000tをセメントの原料として、約8,200tを人工砂の原料として資源化することにより、最終処分場の延命化を図りました。</p>

### 2-2-3 計画的な施設の整備・更新

廃棄物の安定処理を確保するためには、老朽化したプラントの更新、施設の適切な統廃合等を進めていく必要があります。

本市の廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

#### ①計画的な施設の整備・更新

事業名	実施概要
サーマルエネルギーセンターの整備計画	ごみ処理の安定化を図り、3施設に集約するため、新施設を建設し、老朽化した2施設を統合する事業を設計・建設・維持管理・運営を一括で行うDBO方式で実施しており、令和6年度は、新施設の建設工事が完了しました。
最終処分場の整備計画	市内のごみ処理施設で焼却された後の焼却灰（資源化されない部分）などの残渣類は、本市の一般廃棄物最終処分場「うらわフェニックス」のほか、県外の最終処分場で埋立処分しています。残渣の資源化を進めてうらわフェニックスを長期に使用できるよう、計画的な埋立処分を行いました。
安定的な廃棄物処理体制の維持	老朽化した施設の長寿命化等を図るため、基幹的設備改良工事を施工します。 令和6年度は、クリーンセンター大崎では3炉目および共通系の更新工事を行い、大宮南部浄化センターでは基幹的設備改良工事に着手しました。

## 2-2-4 産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の処理は、排出事業者の責任において自ら行うか、処理業者へ委託する場合はその処理状況を最終処分まで確認することが求められています。

排出事業者や処理業者への適正処理指導、不法投棄の防止等に関する指導を行い、産業廃棄物の適正処理を促進します。

### ①排出事業者への適正処理指導等

事業名	実施概要
建設現場での分別排出の徹底	建設部局等と合同で家屋解体現場の立入検査を行い、建設リサイクル法に基づく廃棄物の分別排出や適正処理を指導しています。 令和6年度は、46か所の解体現場の立入検査を行いました。
産業廃棄物適正処理の促進 (産業廃棄物の排出事業者)	産業廃棄物の処理責任は、その産業廃棄物を排出する事業者にあります。 本市では当該事業者による廃棄物の適切な保管、委託処理の確認・指導を目的とし、産業廃棄物の排出事業者を対象に立入検査を実施しました。

### 【詳細データ】排出事業場の種類ごとの立入検査実施件数

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設リサイクル法解体現場	合同	件	20	22	50	53	46
	単独	件	0	0	0	0	0
廃石綿等排出事業場		件	2	7	1	1	1
事業場外保管場所		件	3	4	19	22	19
多量排出事業場		件	23	27	3	3	0
PCB保管事業場等		件	43	237	46	4	5
医療施設等		件	42	65	55	49	56
市有施設 (指定管理施設を含む)		件	7	6	6	6	6
産業廃棄物処理施設設置者		件	7	7	6	7	3
合計		件	147	375	186	145	136

事業名	実施概要
電子マニフェストの普及促進	産業廃棄物の処理における情報の合理化、処理システムの透明化などを図るため、電子マニフェストの普及拡大を促進しました。

②処理業者への適正処理指導等

事業名	実施概要
再生資源物の屋外保管に関する規制	<p>本市では、屋外に保管された再生資源物の火災などの事故及び騒音、振動などの発生防止を目的に、「さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例」を令和5年12月に制定し、令和6年2月1日に施行しました。</p> <p>敷地面積が100㎡以上である再生資源物の屋外保管事業場を許可の対象としており、令和6年度は条例周知を38件、許可事業場への立入検査を53件行いました。</p>
使用済自動車のリサイクルに対する指導	<p>使用済自動車の解体業者及び破砕業者を対象に立入検査を実施し、処理状況を確認・指導することで適正処理を促進します。</p> <p>令和6年度には立入検査を50件実施し、解体作業場、保管場所及び自動車リサイクルシステムの移動報告等の確認・指導を行いました。</p>
産業廃棄物適正処理の促進 (産業廃棄物処理業者)	<p>産業廃棄物の処理業者への立入検査を実施し、適正処理を促進しました。</p>

【詳細データ】産業廃棄物処理業者への立入検査件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
立入検査件数	件	78	93	86	78	68

### ③不法投棄対策及び不適正処理業者指導

事業名	実施概要
不法投棄対策事業	<p>不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を確保するため監視パトロールの実施と、監視カメラや不法投棄防止警告看板を設置しています。</p> <p>令和6年度は、職員によるパトロールを214回、警備会社への委託による夜間パトロールを毎日実施しました。</p> <p>また、新たに5事業者と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しました。</p>
周辺自治体・関係機関との連携強化	<p>産業廃棄物の不適正処理に対しては、警察や周辺自治体と連携し、情報共有や対応に当たっています。</p> <p>令和6年10月には、関東近辺の自治体と合同で、産業廃棄物運搬車両の一斉路上調査を実施しました。</p>

### ④有害廃棄物への対応

事業名	実施概要
有害廃棄物への対応	<p>生活環境の保全や市民の安全・安心のため、感染性廃棄物が排出される医療施設や廃石綿が排出される建築物の解体・改修工事現場などの立入検査を実施しました。</p>
ダイオキシン類対策	<p>環境中のダイオキシン類濃度を監視するとともに、排出源に対する指導を行いました。</p>

#### 【詳細データ】環境基準適合率の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大気 環境基準適合率	%	100	100	100	100	100
水質土壌 環境基準適合率	%	100	100	100	100	92.3

#### 【詳細データ】ダイオキシン類を発生する施設に対する行政検査件数推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政検査件数	件	6	4	2	1	1
うち基準超過	件	0	2	0	0	0

事業名	実施概要
PCB 廃棄物保管状況届出受理・指導事務	PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物は、定められた処分期間までに処分しなければなりません。本市では市内の PCB 廃棄物保管事業者に対し、処分されるまでの間の適正な保管及び法に基づく届出状況の確認を行うとともに、立入指導を実施しました。

【詳細データ】 PCB 廃棄物保管事業者に対する指導実施状況

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
届出件数	件	334	332	262	207	160
立入検査件数	件	43	237	46	4	5

事業名	実施概要
最終処分場跡地の適正利用の指導	<p>廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削など土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある区域を「指定区域」として市内 5 か所を指定しています。</p> <p>また、指定区域内において土地の形質の変更が行われる場合には、土地の形質の変更届出を受理するとともに、生活環境の保全上の支障が生じることがないように、最終処分場跡地の適正利用について指導を行いました。</p>

## 2-2-5 円滑な災害廃棄物の処理の推進

近年、各地で起こっている自然災害では、膨大な災害廃棄物が発生しており、今後起こり得る災害などに備えたごみ処理体制の確保は喫緊の課題となっています。

発生後の混乱した状況の中でも、災害により生じた廃棄物を迅速・円滑かつ適正に処理するための対策を推進します。

### ①円滑な災害廃棄物の処理の推進

事業名	実施概要
災害廃棄物処理計画の推進	<p>災害時においても迅速かつ円滑・適正な処理体制が確保できるよう「災害廃棄物処理計画」を推進しました。</p> <p>仮置場の運用、候補地の再検討を引き続き行うとともに、廃棄物処理業者と締結した災害時の協力に関する協定の点検を行いました。</p>